

議事2) 令和5年度の連絡協議会の活動計画(案)

<第17回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

令和5年8月2日(水)

<目次>

1. 広報の目的等
2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)
3. 令和5年度の広報の取組み
4. 特に注力する取組み
5. 新規または拡大する取組み
6. 継続的な取組み

1. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度の設立当初より、取組みの一体感や継続性、浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っている。

連絡協議会が目指す広報

老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、
悪質な重量超過車両の走行を抑止すること。

統一キャッチコピー(主)
(ポジティブ)



重量守り、道路を守ろう。

統一キャッチコピー(副)
(ネガティブ)



重量超過、道路劣化。

統一イメージ
(劇画風タイヤイラスト)



2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

課題①: 社会一般も含めた特車制度の周知

昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 社会一般からも広報活動の評価をいただいていることから、引き続き社会一般に対しても特車制度の認知を広めていくことが必要である。
- しかし、社会一般の特車制度の認知度は約5割で横ばいとなっているため、認知度向上に向けた新たな広報内容の検討が必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
社会一般	① 生の声による感情移入度が高く共感を得やすいラジオCM(複数局)による広報 ② 連絡協議会委員主催のイベントへの参画 ③ 特車総合ツイッターによる継続的な情報提供 ④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布	⑧ ラジオCMのシナリオを活用したイラスト動画による広報
荷主	⑤ 工事安全協議会を通じたの工事現場等でのポスターの展開 上記①、③、④を継続実施	
運送事業者等	⑥ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿 ⑦ クレーンオペレータアンケート調査 上記①、③、④を継続実施	

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

課題②：協会等非加盟事業者に対する広報手段

昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 協会等の非加盟事業者を限定して周知する手段がないため、加盟・非加盟を問わず、広く啓発活動を継続することが必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者	<ul style="list-style-type: none">① 運行管理者等指導講習及び整備管理者研修資料にチラシを掲載② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布	<ul style="list-style-type: none">④ 加盟・非加盟を問わず運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布
クレーン事業者	<ul style="list-style-type: none">③ クレーン車製造メーカーを通じた購入者へのチラシ配布	

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

課題③：違反車両の交通安全対策

昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 大型車両が関係する交通事故は社会的影響も大きいいため、引き続き交通安全対策の取組みが必要。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者等	<ul style="list-style-type: none">① 警察署窓口等でのチラシ配布② 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布③ 大型車に関する交通安全等のチラシ配布	<ul style="list-style-type: none">④ 連絡協議会委員等が実施しているツイッター等と連携し、特車総合ツイッターによる特車関連の情報配信の拡大⑤ 合同取締作業部会と連携した広報

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

課題④: 荷主の法令遵守に向けた対策

昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 荷主の認知度／理解度の改善により、荷主都合の変更指示が減少し、特車制度の遵守に向けた課題改善の傾向がみられつつも、依然として荷主都合の変更指示が発生していることから、荷主に対する啓発活動を継続していく必要がある。
- 特車制度の説明資料を配布した方が理解度も高いことから、過年度にチラシ配布等を実施した啓発先に対しても、説明資料の配布をしていく必要がある。
- 職務レベル間で認知度の違いが確認されたため、特車の運行に係る実務担当者等への啓発活動が必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
荷主・受注者	<ul style="list-style-type: none">① 民間の土木・建築工事の発注者やクレーンを使用する建設業者が加盟する協会等が主催する講習会等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布② 荷主のメルマガ・機関誌・HP等へ継続的にチラシ等の掲載、及び荷主へのチラシ、ポスターの配布③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布④ 自治体工事発注部署を通じた受注者へのチラシ配布	<ul style="list-style-type: none">⑤ 加盟・非加盟を問わず荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

課題⑤：特車申請の審査期間短縮

昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 特車通行審査に際して、道路管理者における個々の状況に応じた課題・疑問点が確認されたため、引き続き、特車手続き(申請・審査)の統一化・適正化に向けた取組みが必要。
- 特車手続きが早く、簡単、便利な特車確認制度の利用率が低いことから、確認制度の利用促進によって、特車手続き全体としての迅速化を図る必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換	
申請者	② 申請手続きの適正化(道路管理者の審査の効率化に資する対応)等への意見交換	③ 行政書士会会員へのアンケート調査の実施 ④ 確認制度の利用促進に向けた広報ツールの作成、配布

3. 令和5年度の取組み内容(案)

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容(案)について、主対象者別に下表のとおり整理した。

主対象者	No	実施項目	実施概要
荷主・受注者	(1)	④-① 荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または説明資料の配布	荷主が加盟する協会等による講習会等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布。
	(2)	④-② 荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載	荷主が加盟する協会等が発行する機関誌等々に連絡協議会チラシ・ポスターを掲載。
	(3)	④-③、①-⑤ 工事安全協議会等を通じたポスター配布	工事安全協議会等を通じて受注者へポスター配布を行い、工事現場等での掲示。
	(4)	④-④ 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布	自治体の工事発注部署等を通じて受注者へチラシ配布を行い、受注者間でのチラシ共有。
	(5)	④-⑤ 【新規】 荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布	加盟・非加盟を問わず荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布。
運送事業者等	(6)	①-⑥ 連絡協議会委員が発行する機関誌等への寄稿	各トラック協会発行の機関誌等において大型車通行適正化に関する寄稿文の掲載。
	(7)	①-⑦ クレーンオペレータアンケート調査	クレーンオペレータへの法定講習時にアンケート調査を実施。
	(8)	②-① 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載	整備管理者研修資料等に連絡協議会チラシを掲載。
	(9)	②-② 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布	貨物運送適正化事業実施機関による巡回指導時に、加盟・非加盟を問わず運送事業者に対して、連絡協議会チラシを配布。
	(10)	②-③ 特車製造メーカーを通じたチラシ配布	クレーン製造メーカー等を通じて、購入者へ連絡協議会チラシを配布。
	(11)	②-④ 【新規】 非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布	加盟・非加盟を問わず運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布。

3. 令和5年度の取組み内容(案)

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容(案)について、主対象者別に下表のとおり整理した。

主対象者	No	実施項目	実施概要
運送事業者等	(12)	③-① 警察署窓口等でのチラシ配布	警察署窓口や運転免許センター、イベント等にて連絡協議会チラシ配布。
	(13)	③-② 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布	取締、違反者講習会、交通安全キャンペーン等にて連絡協議会チラシ配布。
	(14)	③-③ 大型車両に関する交通安全等のチラシ配布	取締時等に大型車両の交通安全等のチラシ配布。
	(15)	③-④ 【拡大】 特車総合ツイッターによる特車関連の情報配信の拡大	連絡協議会委員等が実施しているツイッター等と連携し、特車関連情報の情報配信の拡大と、特車総合ツイッター及び連絡協議会HPへのアクセス拡大につなげる。
	(16)	③-⑤ 【新規】 合同取締作業部会と連携した広報	合同取締作業部会が実施する取締作業と連携した広報の実施。
	(17)	⑤-② 申請手続きの適正化等に関する意見交換	申請者と審査者間で、申請手続きの適正化、道路管理者の審査の効率化等に向けた意見交換の実施。
	(18)	⑤-③ 【拡大】 行政書士会会員へのアンケート調査の実施	特車申請を事業とする行政書士を対象に、特車確認制度の利用実態調査の実施。
	(19)	⑤-④ 【拡大】 確認制度の利用促進に向けた広報ツールの作成、配布	特車確認制度の利用実態調査結果を踏まえた、確認制度の利用促進及び特車制度の適正な運用に向けた広報ツールの作成及び配布。
道路管理者	(20)	⑤-① 個別協議期間の短縮等への意見交換	審査者(道路管理者)間で、個別協議の短縮や審査内容の統一化等に向けた意見交換の実施。
社会一般	(21)	①-① ラジオCM(複数局)による広報★	広報効果が確認されたラジオCM、聴取者の拡大につながるよう放送本数や放送局を検討して実施する。
	(22)	①-② 連絡協議会委員主催イベントへの参画★	連絡協議会委員主催イベントに参画し、特車制度の広報やアンケート調査等の実施。
	(23)	①-③ 連絡協議会HP、特車総合ツイッターによる情報発信★	ホームページ及びツイッターを通じて継続的に情報を発信。
	(24)	①-④ 連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの一斉掲示	大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各委員の所管場所において啓発チラシ・ポスターの掲示を行う。
	(25)	①-⑧ 【新規】 ラジオCMシナリオを活用したイラスト動画による広報	ラジオCM内容に関する関心度の高さを利用し、ラジオCM内容に関するイラスト動画を作成し、連絡協議会HPや連絡協議会委員の管理するデジタルサイネージを利用した広報の検討。

【凡例】 特に注力する取組 ★: 効果検証実施項目(資料3に掲載)

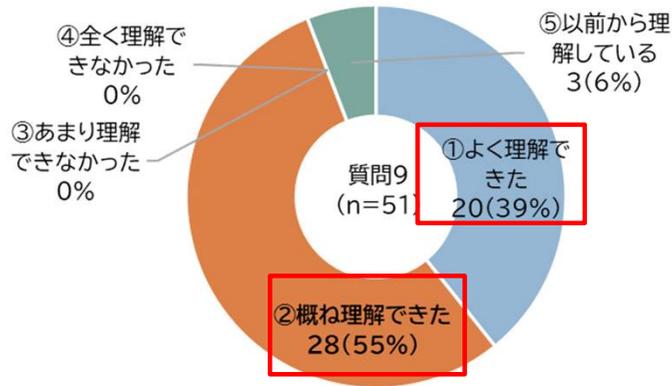
4. 特に注力する取組み

(1) 荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または説明資料の配布

- ▶ 重量超過車両の積み荷が多い、建設機械・資材または産業廃棄物の運搬に関する荷主団体に対して、昨年度に引き続き、特車制度を周知する説明会開催または説明資料配布を実施する。
- ▶ 特に、実務者レベルへの啓発を進めるために、実務者の参加が想定される講習会・セミナー等を通じた啓発活動を検討する。

説明会参加者または説明資料確認者は「荷主勧告制度」の理解度も9割以上と高く、説明会の開催や説明資料の配布等による継続的な啓発活動が必要。

【質問9】運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度についてご理解いただけましたか？



令和4年度の荷主説明会アンケート調査結果

特殊車両通行制度について

令和4年10月26日(水)
大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会
【事務局】関東地方整備局 道路部 交通対策課

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

4. 違反時の罰則等

1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

背景

- 通行する特殊車両の約3割が重量超過となっている。
- この重量超過車両の走行は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど、道路に影響を及ぼす他、時には重大な事故を引き起こし、社会経済活動に多大な影響を与えている。

違反車両の指導取締り体制の強化が必要

現地取締り及び車両重量自動計測装置を活用した指導取締りの強化により、事業者への法令遵守の意識の向上を促すとともに道路構造の保全及び交通の危険防止を図っている。

3. 特殊車両通行制度の概要

国土交通省

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、原則として通行できません。(道路法第47条第2項)
- 車両の構造や積載貨物が特殊である場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を附して通行が可能となります。

車両制限に基づく車両の一般制限値

特殊車両通行の手順

国土交通省

5. 荷主の皆様へのお願い

国土交通省

荷主の皆様へのお願い

特殊車両の走行には通行手続きが必要です！

国土交通省からの4つのおお願い

1. 適正な積載時期にご協力ください
2. 荷主にも責任があります
3. 適正な費用負担が必要です
4. 真実人情のリスクに理解を

国土交通省 国土政策局 道路課

令和4年度の説明会資料(一部抜粋)

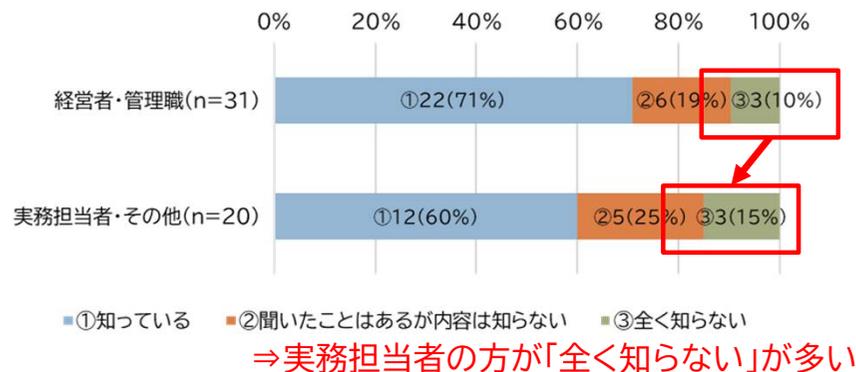
4. 特に注力する取組み

(5) 荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施 または説明資料の配布

- ▶ 実務者レベルへの啓発を進めるために、実務者の参加が想定される講習会・セミナー等を通じた啓発活動として、荷主協会以外が開催する実務者向けの講習会等を活用した説明会開催、または説明資料の配布を実施する。

説明会参加者または説明資料確認者において、実務担当者の方が、特殊車両通行許可制度の詳細な内容に関する理解度が低い傾向が見られた。

【質問12】特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがあります、ご存知ですか？



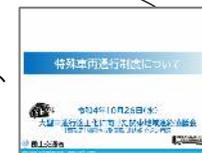
令和4年度の荷主説明会アンケート調査結果

建設事業者等を対象とした講習会等を利用し、特車制度の説明会開催または説明資料の配布を実施する。

建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。



建設業者として、適切な運行計画を立案する際に、「特車制度」を理解しておく必要があります。



出典：(公財)建設業適正取引推進機構ホームページ

実務担当者への説明会実施イメージ

4. 特に注力する取組み

(11) 非加盟運送事業者等の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布

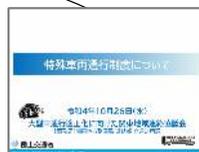
- ▶ 非加盟運送事業者に対しては、連絡協議会から直接特車制度に関する周知手段がないことから、非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料を配布する。

運送事業者として必要な情報が収集できる講習会等を利用し、特車制度の説明会開催または説明資料の配布を実施する。

運行管理者として、ドライバーの適切な運行を管理するためには、関係法令の遵守が必要です。



運行管理者として、適切な運行計画を立案する際に、「特車制度」を理解しておく必要があります。



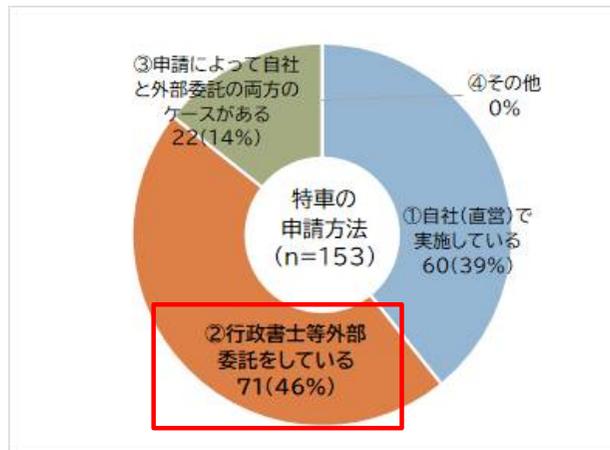
4. 特に注力する取組み

- (18)行政書士会会員へのアンケート調査の実施
- (19)確認制度の利用促進に向けた広報ツールの作成、配布

▶ 「特車確認制度」に関する利用実態調査結果から、特車確認制度の利用促進方策を検討し、特車制度に関する啓発活動等を実施する。

運送事業者へのアンケート調査結果によると、行政書士等への委託が多いことから、行政書士等を含む利用実態調査が必要。

【質問4】貴社では特殊車両を走行する際に主にどのような方法で申請されていますか。



令和4年度の特車確認制度利用実態調査結果

昨年度のアンケート結果等も活用し、確認制度の利用促進につながる広報ツールを検討する。

「特殊車両通行確認制度 (以下、確認制度)」が選ばれる理由！

- 早い** お客様を逃がしません。急な依頼でも大丈夫！
- 簡単** パソコンとインターネットだけで、誰でも簡単手続き！
- 便利** 確認制度だけの便利機能で特車業務を効率化！
- モデルケース** 例えこんなケースで威力を発揮します
 - お客様先から急な依頼が来たけど、お届け先は初めての工場だ、今から許可申請したら間に合わないよ...
 - ねえ、特殊車両通行確認制度ならオンラインで簡単申請して申請書が即時発行されるらしいわよ！
 - 初めての操作で出来るかな？ オレ、申請支援システムで4回音書したから...
 - 申請サイトにはわかりやすいマニュアルや操作説明動画もあるって、それにフリーダイヤルで、オペレーターさんが丁寧に教えてくれるそうよ！
 - それならオレでもなんとかできそう！ お客様先の社長さんも大喜びだ！

ご利用にあたっての主な要件

- 検索に必要な経路は道路情報データの収録範囲に限られます。
- 専用にはETC2.0車載機の設置・登録が必要です。
- 積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。

出典:特車登録センターホームページ
広報ツールイメージ

特車確認制度の利用促進イメージ

5. 新規または拡大する取組み

(15) 特車総合ツイッターによる特車関連の情報配信の拡大

- ▶ 連絡協議会が運用する特車総合ツイッターにおいて、委員がツイートした内容(取締に関する内容、啓発広報等)をリツイートすることで、特車関連の情報配信を拡大する。

NEXCO東日本 (関東) @e_nexco_kanto

【違反車両NG!】高速道路では、「軸重超過」で走行すると料金所または高速道路本線にある表示板で「軸重超過」と警告しています。「軸重超過」での走行は、法令違反です。また、道路を傷め、横転事故など重大な事故につながる危険性が高まります

軸重超過にご注意!

高速道路では、「軸重超過」で走行すると料金所または高速道路本線にある表示板で「軸重超過」と警告しています。ご注意ください。

また、繰り返し「軸重超過」と確認された場合、高速道路の大口・多頻度割引制度での違反点数を科す場合があります。

料金所での「軸重超過」表示 高速道路本線での「軸重超過」表示

※「軸重超過」という表示が一部あります。今後「軸重超過」に統一します。

「軸重超過」での走行は、**法令違反**です。また、**道路を傷め、横転事故など重大な事故につながる危険性**が高まります。

※「軸重」とはそれぞれの車軸にかかる重量で、法令違反である軸重20tの車が走行すると、道路への影響は軸重10tの車の約4000倍になります。

※車両の総重量が一般的制限値以下でも、荷物の積み方が偏っていると**軸重超過**となる可能性があります。

国土交通省 JTA 全国トラック協会 日本貨物運送協同組合連合会

東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

https://twitter.com/e_nexco_kita/status/1637604871468879872

国土交通省 千葉国道事務所 @mlit_chibakoku

10月26日に、#国道51号 で特殊車両の取締りを実施しました。

違反車両は道路構造物を劣化させる大きな要因となります。

道路法の制限を超過する車両は、特殊車両通行許可申請を行いましょう!

道路の適正な利用にご協力をお願い致します。

#千葉国道事務所 #特車

午後2:08 - 2022年10月27日

10件のリツイート 1件の引用ツイート 19件のいいね

https://twitter.com/mlit_chibakoku/status/1585498679393153025

5. 新規または拡大する取組み

(16) 合同取締作業部会と連携した広報

- ▶ 交通管理者においては、道路交通法の遵守意識を醸成するために、取締活動を「事前告知」をしていることを参考に、合同取締作業部会が実施する取締作業に関する事前広報を、連絡協議会が配布するポスター・チラシと連携して実施する。

JAPAN CUSTOMS 東京税関知的財産侵害物品取締強化期間実施のお知らせ

実施期間：海上貨物 令和5年3月6日（月）～3月19日（日）
航空貨物・郵便物 令和5年3月6日（月）～3月12日（日）

知的財産侵害物品の不正輸入防止にご協力をお願いします！

税関ではバッグ類や衣類等の偽ブランド品のほか、「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品の取締りを行っています。「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品は、健康被害のおそれのある偽医薬品、化粧品のほか、電気製品、自動車部品など、使用により健康被害や事故につながるものもあります。東京税関では、海上貨物は3月6日（月）から3月19日（日）まで、航空貨物・郵便物は3月6日（月）から3月12日（日）までを『知的財産侵害物品取締強化期間』として取締りを強化しますので、ご理解とご協力をお願いします。

加熱式たばこ用カートリッジ 【意匠権】	浄水器用カートリッジ 【商標権】	イヤホン 【意匠権】	ゲームコントローラ 【特許権】	スニーカー 【商標権】

知的財産侵害物品の不正輸入に関する情報を見ても聞いても税関へ！！

シロイ クロイ
密輸ダイヤル 0120-461-961

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/> (24時間受付)

出典：東京税関ホームページ

ポスター・チラシの表示イメージ

5. 新規または拡大する取組み

(25) ラジオCMシナリオを活用したイラスト動画による広報

- ▶ ラジオCM内容に関する関心度の高さを利用し、ラジオCM内容に関するイラスト動画を作成し、連絡協議会HPや連絡協議会委員の管理するデジタルサイネージ等を利用した広報の検討。

イラスト動画のイメージ

ハーツ!

特殊車両って知ってる？コンテナ車とクレーン車とか、大型の特殊な車だよ。その重量違反が道路を傷める原因になるんだ。既定の重さを超えるときは、通行手続きがいるよ！

ハーツ!!

重さが2倍オーバーだと、すぐレッドカード。運転手も会社も罰せられ、荷主の責任も追及されるんだ。

この4月から、新しい確認制度がスタート。通行手続きが早く、簡単になりました。重量守り、道路を守ろう。
「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

重量守り、道路を守ろう。
荷を頼む側も、運ぶ側も、
重量超過は、罰則適用。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

デジタルメディア(マスメディア)



6. 継続的な取組み

(2) 荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載

荷主団体が発行する機関誌・メルマガ等を通じて、連絡協議会チラシ・ポスターを周知する。



〈出典：（一社）東京都産業資源循環協会ホームページ〉

(3) 工事安全協議会等を通じたポスター配布

国道事務所の工事安全対策協議会等を通じて、連絡協議会ポスターを各工事現場等に掲示
依頼し、出入り関係業者、現場作業員にまで周知する。

- 東京国道事務所
工事安全対策協議会
- 千葉国道事務所
工事等安全対策協議会
- 横浜国道事務所
工事安全対策協議会
- 大宮国道事務所
工事安全対策協議会
- 都県・政令市及び
高速道路会社
工事安全対策協議会

工事現場をはじめ工事業者の支店、営業所等で展開



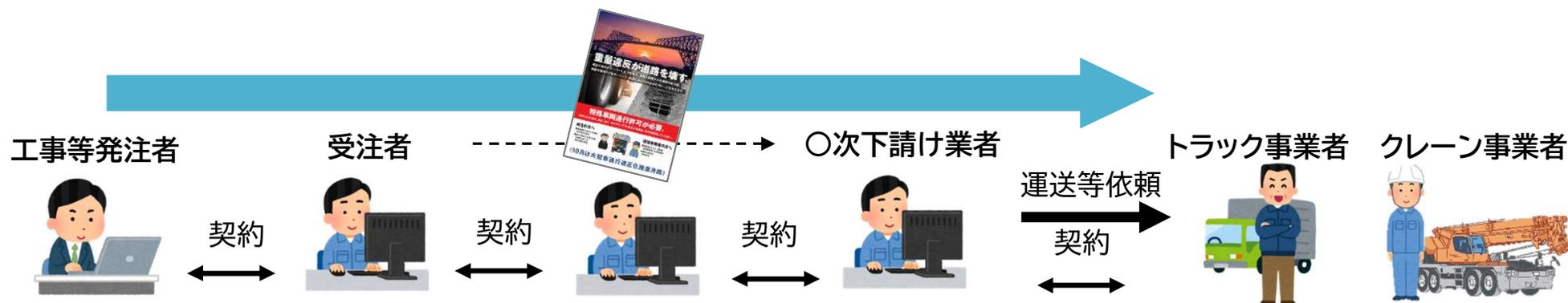
R4 連絡協議会ポスター



6. 継続的な取組み

(4) 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布

自治体等の工事発注部署における工事受注者への指導状況等を通じて、連絡協議会チラシの配布を依頼し、出入り関係業者、現場作業員にまで大型車通行適正化の重要性を周知する。



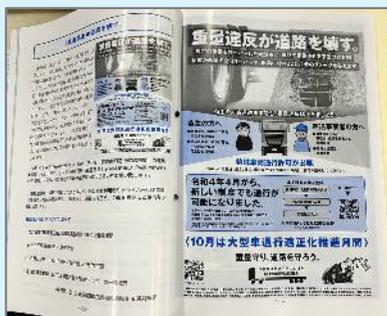
(6) 連絡協議会委員が発行する機関誌等への寄稿

各トラック協会及び全国クレーン建設業協会各支部が発行する機関誌・メルマガ等により会員事業者へ「大型車通行適正化推進月間」を周知する。

【今年度の実施予定①】

機関誌「トラック時報」等に連絡協議会による啓発活動や広報活動の取組みについて記事を掲載予定。(調整中)

- (一社)東京都トラック協会
- (一社)千葉県トラック協会
- (一社)神奈川県トラック協会
- (一社)埼玉県トラック協会



【今年度の実施予定②】

協会加盟企業へのチラシ配布を予定(調整中)

- (一社)全国クレーン建設業協会東京支部
- (一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部
- (一社)全国クレーン建設業協会千葉支部

6. 継続的な取組み

(9) 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布

貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、巡回指導時に連絡協議会チラシ等の配布を依頼する。

国土交通省が推進するGマーク認定制度！
「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です

安全性優良事業所とは

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、「安全性」の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。そこで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「公益社団法人全日本トラック協会」（以下、「全国実施機関」という。）では、2003年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくなるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」認定制度をスタートさせました。
2020年3月末現在、全国で25,948事業所（全事業所の30.2%）が安全性優良事業所に認定されています。



〈出典：（一社）全日本トラック協会ホームページ〉

貨物運送適正化
事業実施機関



巡回指導

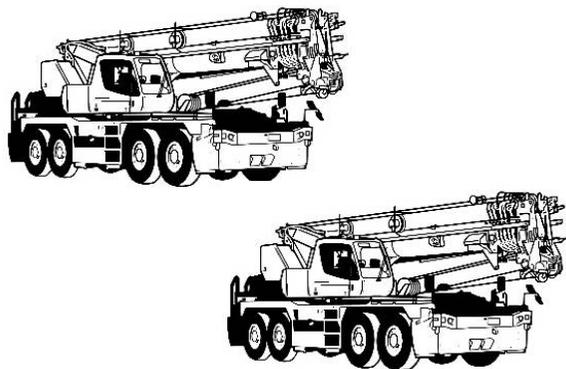
トラック事業者



(10) 特車製造メーカーを通じたチラシ配布

特車製造メーカーを通じ、納車時に連絡協議会チラシ等の配布を依頼する。

クレーンメーカー（営業所）



メーカーから直接
納車先へチラシを配布

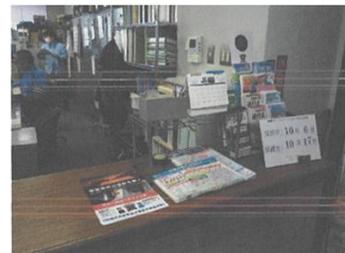
納車



6. 継続的な取組み

(12) 警察署窓口等でのチラシ配布

連絡協議会委員を通じ、1都3県の警察署において、連絡協議会のチラシ設置または配布を依頼する。



〈過年度の実施状況〉

(13) 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布

連絡協議会委員を通じ、1都3県エリアで実施される取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンにおいて、連絡協議会のチラシ設置または配布を依頼する。



〈過年度の実施状況〉

(14) 大型車両に関する交通安全等のチラシ配布

連絡協議会委員一体での取組であることをPRするため、大型車両の通行適正化に関する取組として、大型車両の事故防止等に関するPRを実施する。PR内容については、合同取締作業部会で検討予定。

「5・5・24・1」の徹底で防ごう、大型車の車輪脱落事故

とさない!
脱着防止はまず必須。
車輪の正しな取付が大きな事故を未然に防ぐ一歩が命を守ります。

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!
タイヤの空気圧を定期的に確認し、清掃と給脂を怠らぬことが、安全運転の第一歩です。

ツット締め、トルクレンチを必ず使用!
タイヤの締め付けを正確に行うには、トルクレンチの使用が不可欠です。

ちびちび一回、積み込み点検!
積み込み作業時、定期的にタイヤの状態を確認し、異常があればすぐに停止してください。

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる車輪脱落事故が発生しています!

その他の、ホイールアット締め付け時の注意点

ホイールアット締め付け方式	締め付け方法	ディスクホイール・ハブ、ホイールアット締め付け時の注意点
ナット締め	トルクレンチを使用し、規定トルクに調整する。	ディスクホイールは、ナットとディスクの間には必ずスペーサーを挟み、ナットを締め付ける。スペーサーがない状態で締め付けると、ディスクが変形し、タイヤの接地性が悪くなり、制動力が低下する。
ボルト締め	トルクレンチを使用し、規定トルクに調整する。	ボルト締めは、ボルトの締め付け位置を確認し、規定トルクに調整する。

ホイールアット締め付け方式

正しい締め付け方法を確認し、安全運転をお願いします。

お問い合わせ先: 東京都交通安全協会 03-3581-1111

〈令和4年度のPR内容〉

6. 継続的な取組み

(17) 申請手続きの適正化等に関する意見交換

連絡協議会の下部組織として道路管理者と申請者により構成する迅速化検討部会を設置しており、今年度も、特殊車両通行手続きの適正化に向けて、申請者と審査者(道路管理者)が建設的な意見交換を行う。



〈過年度の実施状況〉

(20) 個別協議期間の短縮等への意見交換

連絡協議会の下部組織として道路管理者と申請者により構成する迅速化検討部会を設置しており、今年度も、個別協議期間の短縮等に向けて、審査者(道路管理者)間で意見交換を行う。



〈過年度の実施状況〉

6. 継続的な取組み

(21)ラジオCM(複数局)による広報

連絡協議会の活動エリアを聴取可能エリアとしてカバーする放送局(NACK5、ベイエフエム)でラジオCMを放送する。

【今年度の実施予定】

10月の「大型車通行適正化推進月間」において、40秒のラジオCMを複数局(NACK5、ベイエフエム)から放送する。

【令和5年10月】

日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

【CM放送日程】

10月27日(金)、28日(土)、29日(日)を予定

【推定聴取人口】

約300万人(※2局から21本放送した場合)

【参考:昨年度のCM内容】

SE	♪台所の音(洗い物とか、器が触れる音)
男の子	特殊車両って知ってる？
お母さん	な～に、それ。
男の子	コンテナ車とクレーン車とか、大型の特殊な車だよ。
お母さん	へ～っ！ (なるほど、という感じ。ちょっと抑えた、短め)
男の子	その重量違反が道路を傷める原因になるんだ。 既定の重さを超えるときは、通行手続きがいるよ！
お母さん	へ～っ！ (知らなかった、というちょっと長めのへ～っ)
男の子	重さが2倍オーバーだと、すぐレッドカード。 運転手も会社も罰せられ、荷主の責任も追及されるんだ。
お母さん	へ～っ！(驚いた、という高いトーン)
BGM	♪
Na(女性)	この4月から、新しい確認制度がスタート。 通行手続きが早く、簡単になりました。 重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

6. 継続的な取組み

(22) 連絡協議会委員主催イベントへの参画

連絡協議会委員主催のイベント参画して、啓発パネル及び特殊車両図鑑等による広報活動を実施する。

また、啓発パネルの閲覧者等に対して、Webアンケート調査を実施する。



【昨年度の実施事例】

「交通安全・環境フェア」

令和4年11月20日(日)に開催した(一社)埼玉県トラック協会主催「交通安全・環境フェア」(会場:埼玉スタジアム2002)に連絡協議会ブース(テント)を設け参画

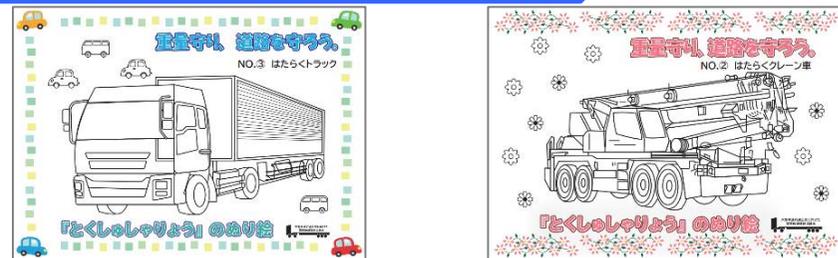
- ✓ 啓発パネルの掲示
- ✓ 特殊車両図鑑の配布など



令和4年の実施状況

■ 啓発パネル

■ 特殊車両めり絵体験



委員の皆さまへのお願い

- 連絡協議会が参画可能なイベントに関するご提案をお願いします。

6. 継続的な取組み

(23)連絡協議会HP、特車総合ツイッターによる情報発信

委員の皆さまへのお願い

- 委員の皆さまのツイートのうち、特車総合ツイッターでリツイートが可能な内容のご提供をお願いします。
- 特車総合ツイッター利用者が興味を引くような、特殊車両に関するコンテンツのご提供をお願いします。

<事例>

- ・社会一般向けに特殊車両を紹介できる内容(写真、動画)
- ・特殊車両の通行に係る方向けの情報提供



【連絡協議会ホームページ】

URL:
<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000015.html>



【特車総合ツイッター】

URL:https://twitter.com/tokusya_kanto



<過年度にご提供いただいたコンテンツ>

6. 継続的な取組み

(24) 連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの一斉掲示

委員の皆さまへのお願い

- 昨年度に引き続き、チラシ及びポスターの設置・掲示のご協力をお願いします。
(デザインを更新し、ポスターはB2サイズの印刷版を配布する予定です。)
- 集中期間(適正化推進月間及び重点広報期間)終了後、設置状況(写真)やチラシの配布数の調査にご協力ください。

重量違反が道路を壊す。
規定の重量をオーバーした大型車が、道路を損傷させる原因の約9割。
軸重が基準の2倍オーバーで、橋梁には4000台分のダメージを与えます。

荷主の方も運送事業者も、重量違反は止めましょう。

荷主の方へ
●重量違反に関与した場合、荷主責任を追究。
●関与が認められれば警告、重特大の場合は、荷主警告を発動。

運送事業者の方へ
●重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則適用。
●悪質な違反は、即時告発。

特殊車両通行許可が必要。
定められた重さ、長さ、高さ、幅をひとつでも超える車両は、許可申請をしてください。

令和4年4月から、新しい制度でも通行が可能になりました。
あらかじめ車両の登録をしておけば、貨物情報や発着地を入力するだけで即時に通行可能な経路が確認でき、通行が可能となります。
車両、積み荷または通行経路について、新しい制度をご利用いただける場合があります。詳しくはホームページをご覧ください。

10月は大型車通行適正化推進月間
重量守り、道路を守ろう。
大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会



過年度のチラシ・ポスター展開例



【R4年度ポスター】⇒R5年度更新予定